

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

- 大学分科会
 - 大学設置基準等の改正について（平成 27 年 3 月 24 日）・・・・・・・・・・ 3

- 関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

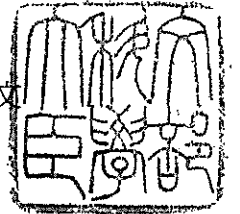


次の事項について、理由を添えて諮問します。

大学設置基準等の改正について

平成27年3月24日

文部科学大臣 下村 博文



(理由)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い，大学等が備えなければならない校舎の面積について，一定の要件を満たす場合には，幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにする等の改正を行う必要がある。

このため，別紙のとおり，大学設置基準，短期大学設置基準，専門職大学院設置基準及び高等専門学校設置基準の改正を行う必要があるので，学校教育法第94条及び第123条の規定に基づき標記の諮問を行うものである。

大学設置基準等改正要綱

第一 大学設置基準の改正

- 一 大学の教員養成に関する学部又は学科に置くものとする附属施設として附属幼保連携型認定こども園を追加するものとする。
- 二 大学が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにするものとする。

第二 短期大学設置基準の改正

短期大学が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにするものとする。

第三 専門職大学院設置基準の改正

教職大学院の目的として、幼保連携型認定こども園の教員の養成のための教育を行うことを追加するものとする。

第四 高等専門学校設置基準の改正

高等専門学校が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにするものとする。

第五 施行期日

この改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行するものとする。

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育を提供

**学校・児童福祉施設
両方の性格**

改正後		現行	
<p>2 (略)</p> <p>別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係） イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積</p>	<p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係） イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積</p>	<p>(略)</p>
<p>第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。</p>		<p>第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。</p>	
<p>学部又は学科 教員養成に関する学部又は学科</p>	<p>附属施設 附属学校又は附属幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう。）</p>	<p>学部又は学科 教員養成に関する学部又は学科</p>	<p>附属施設 附属学校</p>

<p>表 (略)</p> <p>備考</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学 と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、 専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が 同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等 の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それ ぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面 積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支 障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部 分の面積を含めることができる（ロ及びハの表において同じ。）。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>	<p>表 (略)</p> <p>備考</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学 と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」 という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それ ぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した 面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準と なる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の 教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校 等との共用部分の面積を含めることができる（ロ及びハの表において 同じ。）。</p> <p>ロ・ハ (略)</p>
--	--

改正後	現行
<p>別表第二（第三十一条関係）</p> <p>イ 基準校舎面積</p> <p>表（略）</p> <p>備考</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受けるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。</p> <p>ロ（略）</p>	<p>別表第二（第三十一条関係）</p> <p>イ 基準校舎面積</p> <p>表（略）</p> <p>備考</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ。）。</p> <p>ロ（略）</p>

改正後	現行
<p>（教職大学院の課程）</p> <p>第二十六条 第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（教職大学院の課程）</p> <p>第二十六条 第二条第一項の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものであって、この章の規定に基づくものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、教職大学院とする。</p> <p>2～4 （略）</p>

改正後	現行
<p>（校地及び校舎の面積） 第二十四条（略） 2～4（略） 5 前三項に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該高等専門学校と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>、専修学校又は各種学校（以下この項において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、前三項に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。</p>	<p>（校地及び校舎の面積） 第二十四条（略） 2～4（略） 5 前三項に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該高等専門学校と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この項において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該高等専門学校の教育に支障がない限度において、前三項に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。</p>

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 27 年 2 月 25 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 27 年 2 月 25 日 中央教育審議会決定）

第三条

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
初等中等教育分科会	<p>一 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第九条第一項、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項及び産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）第二条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
大学分科会	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</p> <p>二 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
スポーツ・青少年分科会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項（青少年教育に係るものに限る。）